

**喜多方市下水道施設運転管理業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1 はじめに

本要項は、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）により一定の資格要件を満たし、かつ、技術提案により長期の業務遂行能力及び技術能力を有する受託候補者を選定するため、本業務に対する提案を求め、その内容、能力及び経済性を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に本業務を実施できる者を選定できるよう、プロポーザルに関して必要な手続き等を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 喜多方市下水道施設運転管理業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、将来的なウォーターPPP（レベル 3.5・レベル 4.0）の導入を見据え、民間事業者の創意工夫を活かした効率的な維持管理を実現するため、下水道施設の運転管理業務を複数年契約による包括委託として実施するものである。これにより、運転管理業務の効率的かつ安定的な運営、公共サービスの向上及び ICT・IoT を活用した施設の健全性確保や省人化を推進し、人口減少下においても事業の継続性を確保することを目的とする。

(3) 業務実施場所（下表のとおり）

事業名	施設名	所在地
公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業含む)	喜多方浄化センター	喜多方市豊川町米室字太郎丸 395 番地 1
	さつきが丘ポンプ場	喜多方市字さつきが丘 59 番地
	塩川浄化センター	喜多方市塩川町天沼字村前 178 番地
	熱塩浄化センター	喜多方市熱塩加納町山田字赤崎 176 番地
	山都浄化センター	喜多方市山都町字広川口 2609 番地
	マンホールポンプ場 44 箇所	
農業集落排水事業 (小規模集合排水事業含む)	天井沢・中村地区農業集落排水処理施設	喜多方市岩月町大都字堂ノ前 25 番地
	真木・津尻地区農業集落排水処理施設	河沼郡会津坂下町大字津尻字下川原 239 番地の 3
	宮川地区農業集落排水施設	喜多方市熱塩加納町宮川字半在家道南 63 番地 1
	大田木地区農業集落排水処理施設	喜多方市塩川町大田木字地生作 24 番地
	堰沢地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町三津合字堰沢 296 番地 1
	舟岡処理施設	喜多方市山都町字腰巻 286 番地
	小布瀬原処理施設	喜多方市山都町小舟寺字地蔵淵乙 608 番地
	宮古地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町蓬萊字岩ノ下 2892 番地 7
	早稲谷地区農業集落排水処理施設	喜多方市山都町早稲谷字下岩下 2069 番地 5
	上郷地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町揚津字滝の上甲 276 番地 1
	新郷地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町夏井字家ノ下 46 番地 1
	大田賀地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町大田賀字海老屋敷 6006 番地
	塩坪地区農業集落排水処理施設	喜多方市高郷町塩坪字南 42 番地 1
	大沢入地区小規模集合排水処理施設	喜多方市岩月町大都字大沢入 27 番地 3
	マンホールポンプ場 26 箇所	

(4) 業務の内容

本業務の内容は、喜多方市公共下水道施設等の各施設（処理場・中継ポンプ場・マンホールポンプ場）の運転管理、保守点検、水質分析、環境計測、電力・薬品等のユーティリティ調達、突発及び計画修繕業務、環境整備などを包括的に行う。

(5) 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

（債務負担行為設定済）

(6) 履行準備期間

本業務の契約締結日から履行開始日の前日までとする。

（準備期間中の引継等に係る費用は受注者の負担とする）

(7) 委託料の限度額 811,828,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

委託期間中の各年度の支払い限度額

令和9年度 270,610,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 270,610,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度 270,608,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

見積金額が限度額を超えた提案は失格とし、審査の対象としない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する者または法人格を有する者が共同連帯して事業を行う共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (2) 令和7・8年度喜多方市工事等請負有資格者名簿の「下水道処理施設維持管理」に登録されている者であること。
- (3) 浄化槽技術管理士の資格を取得した浄化槽管理士を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) プロポーザルに参加する他の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと。
- (6) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (8) 喜多方市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱に定める排除措置対象者でないこと。
- (9) 国税及び地方税に係る未納がないこと。
- (10) 次の事項を全て満たす終末処理場の維持管理業務について、日本国内において平成28年4月以降に単年度契約（3年以上）、複数年度契約（3年以上）を元請けとして受託し、履行した実績を有する者。
 - ① オキシデーションディッチ法または標準活性汚泥法での水処理方式及び濃縮・脱水工程を有する汚泥処理方式の終末処理場
 - ② 日最大処理能力4,000 m³/日以上
 - ③ 同一自治体内の複数処理場を一括管理した実績を有する者。
- (11) 次の事項を全て満たす総括責任者を専任で配置できる者であること。
 - ① 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者である者。
 - ② 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が3年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計2年以上ある者。

(12) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たす者であること。

- ① 共同企業体の全ての構成員は、上記(4)から(9)までの要件を満たすこと。
- ② 代表構成員は、上記(1)から(3)まで、(10)及び(11)の要件を満たすこと。
- ③ 共同企業体の構成員は、本業務の履行について連帯して責任を負うこと。
- ④ 代表構成員の出資割合は、構成員のうち最大であること。
- ⑤ 共同企業体の構成員の最小出資割合は、構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- ⑥ 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- ⑦ 共同企業体は、参加表明書の提出時までに関共同企業体協定書を締結し、その写しを提出すること。

4 日程

プロポーザルによる選定における日程は、次のとおりとする。(なお、日程は都合により変更する場合がある。)

No.	項 目	日 程
1	公募開始（公告日）	令和8年7月27日
2	現地確認及び資料閲覧期限	令和8年8月3日
3	質問書の受付期限	令和8年8月4日
4	質問書に対する回答公表（予定）	令和8年8月6日
5	参加申込書受付開始	令和8年8月6日
6	参加申込書の提出期限	令和8年8月20日
7	参加資格審査結果の通知（予定）	令和8年8月25日
8	業務提案書の提出期限	令和8年10月16日
9	選考委員会の開催（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年10月下旬
10	選定結果通知	令和8年11月中旬
11	契約内容に関する詳細打合せ	令和8年11月中旬
12	契約締結	令和8年11月下旬
13	履行準備期間	令和8年12月～3月
14	業務期間	令和9年4月～令和12年3月まで

5 現地確認及び資料の閲覧

現地確認及び資料の閲覧を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

(1) 実施期間

参加募集の公告日から令和8年8月3日（月）までの間で、希望日時を参考に市が指定する日時。

時間帯は午前9時～12時又は午後1時から4時までの間とする。

(2) 実施場所

現地案内 喜多方浄化センターほか各処理場・ポンプ場、マンホールポンプ場

閲覧場所 喜多方浄化センター2階 会議室（予定）

閲覧資料 維持管理年報等の各施設の運転状況を確認できる資料

※資料は原則として閲覧のみとする

(3) 申込方法

現地確認及び資料の閲覧を希望する者は、現地確認申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、(4)申込先まで郵送又は電子メールで申し込むこと。

(4) 申込先

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2
喜多方市建設部上下水道課
E-mail: gesuidou@city.kitakata.fukushima.jp

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

参加募集の公告日から令和 8 年 8 月 4 日（火）正午まで

(2) 受付方法

公募資料及び業務提案書の作成に係る質問がある場合は、質問書（様式第 6 号その 1）により電子メールにて提出すること。

電子メール gesuidou@city.kitakata.fukushima.jp

(3) 回答方法

令和 8 年 8 月 6 日（木）を目途に電子メールにより返信するとともに、当市ホームページに掲載する。電話及び口頭による個別の対応は行わない。なお、質問に対する回答は、本募集要項、契約書（案）、要求水準書、様式集等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

7 参加申込の方法

参加要件を満たし、プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書と共に参加要件を証明できる下記書類を添付のうえ、提出すること。

(1) 参加申込書等の様式配布

各様式は喜多方市ホームページの下記の場所へ掲示。ダウンロードして使用すること。

「掲載場所」喜多方市ホームページ

トップページ>分類でさがす>しごと・産業>入札・契約>プロポーザル

>喜多方市 下水道施設運転管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

(2) 提出書類

参加申込時の提出書類一覧に示す各書類を紙製 A 4 ファイルに綴じて提出すること。なお、提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあるので注意すること。

また、提出期限後の修正は認めないものとする。

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出期限

参加申込に係る書類の提出は、令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時必着とする。

(5) 提出先

喜多方市建設部上下水道課

(6) 提出方法

郵送とする。※直接持参した場合は受理しない。

(7) 参加資格審査及び審査結果の通知

参加申込者から提出された参加申込書及び添付書類について、参加資格の審査を行い参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(8) 参加辞退

参加申込者は技術提案書の提出期間内に辞退届（様式第 11 号）を郵送又は持参にて提出すること。

参加申込時の提出書類一覧

No.	提出書類	
1	参加申込書	様式第 1 号
2	下水道処理施設維持管理業者登録の写	3 参加資格要件(1)を参照
3	登記事項証明書（写し可）	入札公告日以降に交付されたものを提出
4	会社概要関係書類	(任意様式)所在地、資本金、業務内容、社歴が確認できるもの
5	財務状況関係書類	直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
6	労働条件関係書類	労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
7	類似業務受注実績表	様式第 2 号 3 参加資格要件(10)を参照
8	類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類	類似業務受注実績表に記載した案件
9	国税、地方税に係る滞納がないことの証明書（写し可）	入札公告日以降に交付された納税証明書を提出すること
10	総括・副総括責任者（予定者）の経歴及び資格	様式第 3 号及び第 4 号 3 参加資格要件(11)を参照
11	共同企業体関係書類	共同企業体協定書（任意様式） 業務提案書、見積提出、契約締結等に関する委任状（任意様式）

8 業務提案書等の提出

プロポーザル参加者は次のとおり業務提案書を提出すること。

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知後から令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所

喜多方市建設部上下水道課

(3) 提出方法

郵送とする。※直接持参した場合は受理しない。

(4) 提出部数

業務提案書（正本） 1 部

業務提案書（副本） 8 部

提案見積書（様式第 8 号）及び提案見積に係る積算内訳書（様式第 9 号） 1 部

※提案見積書には、社名及び代表者氏名を記載のうえ、代表者印等を押印、見積提出日を記載し、封筒に入れて提出すること。（封筒の様式は任意とする）

プレゼンテーション及びヒアリング出席報告書（様式第 10 号） 1 部

(5) 提案内容

業務提案書の記載内容については、別表 1 に示す提案内容及び様式に沿って作成すること。

(6) 業務提案書の作成形態

① 業務提案書の表紙には業務提案書（正本）（様式第 7 号その 1）及び業務提案書（副本）（様式第 7 号その 2）を使用すること。

② 業務提案書の作成にあたっては、日本語を使用し日本工業規格 A 4 判縦置き横書き左綴りで作成し、ファイルに綴じ、提出すること。

- ③ ページ数は、表紙および目次を除き、50ページ以内とする。表紙および目次を除き、全ページにページ番号を記載すること。また、目次及び項目ごとの見出しを付けること。
- ④ 附属資料等を添付は、ページ数に含む。
- ⑤ A3版用紙を使用する場合は、2ページ分と換算するものとする。なお、この場合にはA4サイズに折込むこと。
- ⑥ 文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。
- ⑦ PDFデータ化した正本の電子記憶媒体1部（CD）を提出すること。
- ⑧ 別表1

提出書類	様式等	提出部数等
業務提案書	業務提案書（様式第7号その1）正本・（様式第7号その2）副本	正本1部 副本8部 （副本は正本の写しでも可とする。）
	提案見積書（様式第8号）及び提案見積に係る積算内訳書（様式第9号）	
	プレゼンテーション及びヒアリング出席報告書（様式第10号）	
	業務提案書の内容 業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。 ①業務実施計画 ②業務実施体制 ③運転管理計画に関する考え方 ④保守点検計画に関する考え方 ⑤緊急時の危機管理体制に関する考え方 ⑥修繕計画に関する考え方 ⑦電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方 ⑧省エネルギー・省資源対策に関する考え方 ⑨業務の一部再委託の方針に関する考え方 ⑩研修体制・人材育成に関する考え方 ⑪業務の引継ぎに関する考え方 ⑫地域貢献に関する考え方 ⑬下水道事業全体の改善に関する提案	
提案見積書	提案見積書（様式第8号）及び提案見積に係る積算内訳書（様式第9号）	1部
出席者報告書	プレゼンテーション及びヒアリング出席報告書（様式第10号）	1部

※注意事項

- ・提出書類に不備不足の無いよう必要書類を全て提出すること。
- ・提出書類は、返却しないものとする。
- ・業務提案書の作成等に要する費用は参加者の負担とする。

(7) 業務提案書作成上の留意事項

① 委託料について

市が委託期間を通じて支払う委託料は、見積書の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準額とする。なお、業務の引継ぎ及び業務実施準備に要する費用については受注者の負担とする。

② 土地及び施設の利用について

受注者は履行期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用するものとする。ただし、使用上の汚損等による弁償は受注者の負担とし、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信費等の経費について節減に努めるものとする。

また、受注者の事務室への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については受注者の負担とする。

③ リスク管理及び分担について

下水道管理者としての責任は市にあるが、業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受注者が負うものとする。本業務に係るリスクの分担については要求水準書によるものとする。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書が提出された後、参加者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの持ち時間は 30 分、その後の審査委員からの質疑時間を 10 分程度とする。

(1) 実施方法

自由形式とし、希望する参加者は電子機器を用いて行うことができる。ただし、参加者が判明するものは除くこと。

なお、プレゼンテーションで使用する機器は参加者において用意すること。

スクリーンは市で準備する。

(2) 説明者人数

業務提案書の内容を熟知している 3 名以内とし、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号）に出席（予定）者の所属、役職、氏名を記載し業務提案書とともに提出すること。

(3) その他

業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(4) 開催日

プレゼンテーション及びヒアリングの日時については、後日通知する。

10 プロポーザルの審査方法

評価は、別表 2－1 事業者選定基準及び別表 3 採点基準に基づいて行う。

それぞれの参加者の業務提案書の内容について、評価及び採点を行い総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

11 選定結果の通知

選定結果については、各参加者に対して選定結果通知書により通知する。また、契約締結後、選定結果をホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議申立て、質問等には応じない。

12 委託契約の締結

本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは喜多方市上下水道課との契約関係は生じない。

喜多方市は優先交渉権者を受託候補者とし、本業務委託契約書（案）及び業務提案書について協議のうえ、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 に定める随意契約の方法によって委託契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が何らかの理由により本委託契約を締結できなくなった場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

る。

(1) 業務内容に関する協議

本業務内容は、喜多方市上下水道課が示した要求水準書及び受託候補者が提出した業務提案をもとに仕様書として確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は受託候補者と協議により、業務提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

(2) 契約手続き

喜多方市上下水道課は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 に定める随意契約の方法により、受託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は、業務内容に関する協議結果に基づき見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託料上限額を超えないものとする。

13 失格要件

参加者が以下に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 2 業務概要に定める委託料上限額を超える場合
- (2) 3 参加資格要件に定める要件を満たさない（満たさなくなった）場合
- (3) 委託契約締結前に入札参加資格停止となった場合
- (4) 業務提案書の提出期間内に提案書類が提出されなかった場合
- (5) 提出された書類に虚偽又は不可能な内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 本募集要項に違反すると認められる場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した業務提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が 1 者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより選定を行う。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席をする場合は速やかに喜多方市上下水道課へ連絡すること。

15 事業者評価基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により喜多方市下水道施設運転管理業務委託の受託候補者を選定するため、参加事業者から提出された提案書等の内容を、可能な限り客観的に評価するため定めるものとする。

別表 2 - 1 事業者選定基準

評価項目		配点	小計
運転・維持管理 業務提案に関する事項	① 業務実施計画	25	235 点
	② 業務実施体制	25	
	③ 運転管理計画に関する考え方	25	
	④ 保守点検計画に関する考え方	25	
	⑤ 緊急時の危機管理体制に関する考え方	25	
	⑥ 修繕計画に関する考え方	25	
	⑦ 電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方	20	
	⑧ 省エネルギー・省資源対策に関する考え方	25	
	⑨ 業務の一部再委託の方針に関する考え方	10	
	⑩ 研修体制・人材育成に関する考え方	20	
	⑪ 業務の引継ぎに関する考え方	10	
地域貢献に関する事項	⑫ 地域貢献に関する考え方	25	25 点
事業改善に関する事項	⑬ 下水道事業全体の改善に関する提案	40	40 点
価格評価に関する事項	※⑭ 提案見積書（委託料）	100	100 点
	評価点合計		400 点

※参加者が 1 者であった場合は、価格評価の配点を行わない。（その際の評価点合計 300 点）

別表 2－2 評価内容

評価項目	評価の視点
①業務実施計画	(1)本市の下水道事業に沿った内容であるか、また実現可能かどうかについて評価する。 (2)下水道事業の事業環境と周辺環境の変化について、十分理解しているか評価する。
②業務実施体制	(1)業務内容を理解したうえで効率的な組織体制、人員配置、勤務体制について評価する。 (2)配置技術者等について評価する（業務経験、保有資格等）
③運転管理計画に関する考え方	(1)運転管理方法が、要求水準を満足し、かつ効率性を両立できる内容か評価する。 (2)通常時の運転管理に加えて、異常現象を想定した対応方法について評価する。
④保守点検計画に関する考え方	(1)予防保全と効率性を考慮した点検内容（点検項目・点検回数等）かどうかについて評価する。 (2)保守点検計画及び維持管理方法が機能維持を確保できているか評価する。
⑤緊急時の危機管理体制に関する考え方	(1)異常・緊急時の対応策について評価する（緊急時の人員配置・連絡体制等） (2)会社組織として対応するなど、実現可能な内容で提案されているか評価する。
⑥修繕計画に関する考え方	(1)点検結果に基づき、予防保全のための修繕計画の方針について評価する。 (2)故障に対する修繕体制、修繕の実施方針について評価する。
⑦電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方	(1)電力・薬品及び物品等について、調達方法、契約、購買管理、在庫管理の観点から評価する。 (2)電力・薬品及び物品等の調達等に係る節減対策について評価する。
⑧省エネルギー・省資源対策に関する考え方	(1)運転管理方法、設備運用の工夫、その他の技術的対応による省エネルギー・省資源対策の取組について評価する。 (2)脱炭素化対策の取組について評価する。
⑨業務の一部再委託の方針に関する考え方	(1)再委託する場合の効率的な業務範囲の特定、業者選定の方針について評価する。 (2)再委託先への実施体制や品質確保等について評価する。
⑩研修体制・人材育成に関する考え方	(1)技術レベルの確保・安全教育等についての研修体制について評価する。
⑪業務の引継ぎに関する考え方	(1)本業務受託終了時における次期受託者への引継ぎを確実にできる方策か評価する。
⑫地域貢献に関する事項	(1)喜多方市の課題解決・地域の持続可能性（サステナビリティ）の向上に寄与するものかを評価する。 (2)具体的な行動計画かどうかについて評価する。
⑬下水道事業全体の改善に関する提案	(1)将来的な水の官民連携（ウォーターPPP）（レベル3.5／レベル4.0）の導入を踏まえ、他事業や業務の連携、一体化、事業運営の高度化・効率化に向けた方策など、本市の将来の事業方針の提案について評価する。 (2)①～⑫までに提案した内容及び本市の将来的な下水道事業方針を踏まえ、本事業期間中に実施可能な事業改善策について評価する。
⑭提案見積書（委託料）	(1)提案見積書により、経済性を評価する。

別表3 採点基準

配点	採 点 基 準				
	(低評価)	← (標準)	→	(高評価)	
10 点 (2 項目)	2	4	6	8	10
20 点 (2 項目)	4	8	12	16	20
25 点 (8 項目)	5	10	15	20	25
40 点 (1 項目)	8	16	24	32	40

参加者が1者であった場合は、価格評価の配点を行わない。(その際の評価点合計 300 点)

(1) 「価格評価に関する事項」の採点基準

価格評価に関する事項の点数は、以下の方法により得点化する。

- ① 提案見積書に記載された見積価格が最低であるものを、配点の満点である 100 点を付与する。
- ② 他の参加者の得点は、①の最低の見積価格者の提案見積書価格（最低見積価格）との比率の小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを求める。

価格評価に関する事項の点数＝配点(100 点)×最低見積額÷参加事業者の価格

限度額を超過した場合の点数＝配点(100 点)×(最低見積額÷(参加事業者の価格×2))

16 受託候補者の選定

選考委員の採点により、次の条件に伴い順次決定する。

(1) 選定順

受託候補者の選定順は、次のとおりとする。

- ① 評価点の合計が、過半数の委員において最高であった者
- ② ①がない場合は、委員の評価点の合計が最高点の者
- ③ ②が複数いる場合は「価格評価に関する事項」及び「下水道事業全体の改善に関する提案」についての評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

(2) 最低得点を下回った場合

最低得点は、事業者評価者基準の「価格評価に関する事項」の配点を除いた全評価項目(①～⑬)で採点基準の「標準」とした点数の合計 180 点(評価点合計 300 点)とする。

参加者の得点が、これに満たない場合は不適格とし、当該参加事業者は受託候補者としてしない。

17 市担当窓口

本業務及び本プロポーザルに関する窓口

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2

喜多方市建設部上下水道課 下水道計画管理班 担当 小川・坂井

TEL 0241-24-5248 FAX 0241-25-7073

E-mail: gesuidou@city.kitakata.fukushima.jp